二二・字塩井ノ宇曽二〇一一・二〇一二の二・字折原三八三六の五・三八七三の一・三八七四の一・字古後梅四七九四の七・四八一〇の五から四八一〇の七まで・字石棚七三九三・字戸川七三九六（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、字古後梅四七九四の三、四七九七の一から四七九七の三まで、四七九八の一、四七九八の二、四八一〇の一、字河内一四六九の五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市佐土原町上田島字百貫地七六八の二・字後田一五三六の二・一五六五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市美川町一一〇九の一四一、一一〇九の一四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字岩屋之内一一〇五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字岩屋之内一一〇五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字竹原字長薮一一五の三、一一五の九から一一五の一三まで、大字小川字須賀飛留七五五の二、七五五の二六から七五五の二八まで、大字横野字石櫃一四四の一、一四四の四、字横野二四一、二四三の一、大字越野尾字二之渡五八の五、五八の三七、字越野尾二二二の一、字窪二三三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長薮一一五の三・一一五の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一五の一〇から一一五の一三まで、字須賀飛留七五五の二八・字横野二四一・二四三の一・字二之渡五八の五・字窪二三三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町中霧島字虎崩一一一〇の一・一一一一の一・一一一二・一一一三・字七代一一六七の二・一一六八の一・一一六九の一・一一六九の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字虎崩一一一一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の七第二項において準用する同法第五十一条の四第一項の規定により、次の測量に関する専門の養成施設の登録の更新をしたので、同法第五十一条の十九第一号の規定により、公示する。

平成二十四年四月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録養成施設の別　測量士補養成施設

二　登録年月日　平成二十四年三月九日

三　登録番号　補・第21―(二)号

四　登録養成施設設置者の名称　学校法人電波学園

五　登録養成施設設置者の住所　愛知県名古屋市熱田区神宮四丁目七番二一号

六　法人である場合の代表者の氏名　小川　明治

七　登録養成施設の名称　東海工業専門学校金山校

八　登録養成施設の所在地　愛知県名古屋市中区金山二丁目七番一九号

九　登録養成施設の長の氏名　鈴木　茂樹

十　学科又は学科に相当するものの名称　測量設計科、測量科

十一　養成業務開始年月日　平成十九年四月一日